

生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後のマルチの回収作業や廃プラスチックの処分が不要であり、環境負荷の低減とともに作業の省力化、それによる生産規模の拡大が期待できる。そこで、本県農業の成長力の強化と環境への負荷の少ない農業を推進するため、知事は、第2条に定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき事業実施主体に対し補助金を交付する。

(事業実施主体、経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助金の対象となる事業は別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）により、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業の内容の変更(別表2に規定する重要な変更に限る。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 事業の着手は、補助金の決定を受けてから行うこと。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うこと。
また、交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、県の適正な指導を受けた上で、交付決定前事前着手届(第2号様式)により、知事に提出すること。
- 五 その他知事が必要と認める事項。

(承認の手続)

第5条 前条第一号又は第二号の規定による承認を受けようとするときは、生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第3号)により、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により、事業の遂行状況を報告しようとするときは、知事が指定する日現在の状況を生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金遂行状況報告書(別記様式第4号)により、その日から15日以内に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い期日までに生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金実績報告書(別記様式第5号)により、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金交付請求書(別記様式第6号)により、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第16条の規定による概算払を受けようとするときは、生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金概算払請求書(別記様式第7号)により、所轄農業事務所を経由し、

知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第 10 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 2 条第 2 項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この交付要綱は、令和 5 年 9 月 1 4 日から施行し、令和 5 年度から令和 7 年度の予算に係る補助金まで適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業実施主体	経費	補助率
<p>生分解性マルチを新たに導入又は前年度に比べて取組拡大する次の団体等</p> <p>(1) 農業者の組織する団体</p> <p>(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会</p> <p>(3) 市町村が構成員に含まれる協議会</p> <p>(4) その他知事が認める団体</p> <p>※原則として、生分解性マルチを新たに導入する面積又は前年度に比べて取組拡大する面積が概ね 3 ha 以上であること</p>	<p>生産規模の拡大につながる生分解性マルチの導入に係る経費</p> <p>※消費税及び地方消費税相当額は補助対象としない。</p>	<p>2 / 3 以内</p> <p>ただし、補助金の上限 20,000 円 / 10a 以内、1 団体あたりの補助金の上限 200 万円以内とする。</p>

別表 2 (第 4 条関係)

重要な変更
<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業実施地区の変更</p> <p>4 事業実施主体にかかる事業費の 30% を超える範囲の増減又は補助金の増</p>

別記様式第1号（第3条関係）

令和 年度生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり生分解性マルチ緊急導入支援事業を実施したいの
で、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 円の交付を申請
します。

記

別紙のとおり

(別紙)

1 事業の目的

2 事業実施計画及びその内容

知事が別に定める実施計画書を添付する。

3 負担区分

事業に要する経費 (円)	負担区分		備考
	県補助金 (円)	自己資金 (円)	

4 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

令和 年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比 較		備 考
			増 (円)	減 (円)	
県補助金					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比 較		備 考
			増 (円)	減 (円)	
計					

別記第2号様式（第4条関係）

令和 年度生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金に関する交付決定前着手届

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所在地
名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととする。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととする。

別添

生分解性マルチの 新規導入面積	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
a	円			

別記様式第3号（第5条関係）

令和 年度生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県生振指令第 号で補助金交付決定のあった生分解性マルチ緊急導入支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 事業内容（別記様式第1号に準ずる。）

（注）補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

別記様式第4号（第6条関係）

令和 年度生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金遂行状況報告書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県生振指令第 号で補助金交付決定のあった生分解性マルチ緊急導入支援事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

計画事業費 (円) (A)	出来高事業費 (円) (B)	進捗率 (%) (B/A)	残高事業費 (円) (A-B)	備考

別記様式第5号（第7条関係）

令和 年度生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金実績報告書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県生振指令第 号で補助金交付決定のあった生分解性マルチ緊急導入支援事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

別紙のとおり

（注）1 記の記載事項は、別記様式第1号に準ずる。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したの
から変更があったものに限り添付すること。

別記様式第6号（第8条関係）

令和 年度生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金交付請求書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県生振達第 号で額の確定のあった生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先

- 1 口座 座：○○銀行○○支店 普通・当座 口座番号○○○○○○○○
- 2 口座名義人：○○○○○

別記様式第7号（第9条関係）

令和 年度生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金概算払請求書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け千葉県生振指令第 号で補助金交付決定のあった生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金 円

振込先

- 1 口座 座：○○銀行○○支店 普通・当座 口座番号○○○○○○○○
- 2 口座名義人：○○○○○